

令和2年11月27日 開会

令和2年11月27日 閉会

令和2年第3回安八町議会 臨時会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

11月27日（金）	
議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	1
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
報第6号について（提案説明・質疑）	4
議第50号について（提案説明・質疑・討論・採決）	5
議第51号から議第54号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）	7
閉会	13
会議録署名議員	14

令和2年11月27日（第1日）

議 事 日 程 (令和2年11月27日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 報第6号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について
専第9号 専決処分書
- 日程第4 議第50号 専決処分の承認について
専第10号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第5 議第51号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第52号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第53号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第54号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 岩 田 讓 治

○出席議員(10名)

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美 恵 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副 町 長 岡 田 武 史
教 育 長 渡 邊 均	調 整 監 水 谷 秀 平
会計管理者兼 税 務 課 長 坂 優	民生調整監兼 住民環境課長 吉 村 等

建設調整監兼 産業振興課長	岡 田 立	総務課長	山 田 靖
企画調整課長	大 平 共 美	福祉課長	坂 和 由
建設課長	河 合 一	学校教育課長	堀 隆 志
生涯学習課長	今 村 厚 士		

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	田 中 弓	書記	定 益 直 子
書記	土 岐 寿 徳		

(開会時間 午後1時30分)

議長 皆さん、こんにちは。

今日は、大変暑いといえますか暖かいといえますか、冷え込んでくるこの時期、大変暖かい感じがしますが、なかなか朝が寒く、またコロナやインフルエンザ、大変体にはこたえる日々がこれから続いていくんじゃないかなと思っております。

また、コロナの3人目が安八町で発生ということで、大変若い子が発生ということで、年寄り、若い子関係なしにいろいろと蔓延していくということで、大変危惧をいたしておる今日この頃であります。

本日は、令和2年度の第3回目の安八町の臨時議会でございます。大変お忙しい中、御参加いただきましてありがとうございます。よろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回安八町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、5番 大平文雄君、6番 西松巖君を指名いたします。よろしく願いいたします。

議長 日程第2、会期決定について。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 それでは、御苦労さまです。

本日、令和2年第3回安八町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御参集賜り、誠にありがとうございます。

本臨時会におきまして、議会の皆様方に議決をいただきたい案件が生じてまいりましたので、お願いを申し上げた次第でございます。

本日提案させていただきますのは、専決処分の報告1件、議案としましては、専決処分の承認、人事院勧告による期末手当の支給率の改定に伴う条例改正4議案、計5議案でございます。

詳細につきましては、担当課より説明をさせていただきますので、十分御審議いただき、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長 日程第3、報第6号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の日程表1枚はねていただきまして、1ページをお願いいたします。

報第6号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

報第6号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものとする。

令和2年11月27日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、3ページをお願いいたします。

専第9号 専決処分書。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項（平成30年安八町議会告示第1号）として、次のとおり専決処

分する。

令和2年11月2日専決、安八郡安八町長。

ここでいいます議会の議決により指定された町長の専決処分事項とは、平成30年12月14日に開会された安八町議会の最終日におきまして、議会の権限に属する軽易な事項として、地方自治法第96条第1項で規定する議会での議決事件の中で、和解及び損害賠償の額が1件当たり30万以下の場合は、地方自治法第180条第1項の規定により、安八町議会が町長の専決処分事項として指定され、その指定に係る議会の議決もいただいておりますので、今回、専決処分をさせていただいたものであります。

また、自治法の第180条第2項の規定により、町長が専決処分した場合は議会に報告しなければならないと規定されておりますので、今回報告させていただくものでございます。

それでは、記といたしまして、1. 和解及び損害賠償の相手方につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

2. 事故の概要、令和2年9月30日午前8時頃、安八町西結926番10地先にて、町道の路面の段差により、相手方の乗用車のタイヤとホイール、車両の下回りが損傷した。

3. 和解の概要、安八町は道路の管理に瑕疵があったことを認め、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として13万7,160円を支払う。なお、本件和解のほか、安八町及び相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

以上、御報告させていただきます。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑がないということで、質疑を打ち切り、報第6号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について終わります。

議長 日程第4、議第50号 専決処分の承認についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の5ページをお願いいたします。

議第50号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第50号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和2年11月27日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、7ページをお願いいたします。

専第10号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）。

令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億3,374万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月2日専決、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、9ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

歳入歳出とも補正前の額77億3,360万2,000円から13万8,000円を増額し、77億3,374万円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、10ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

これは特定財源でございますので、歳出で御説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、増額の13万8,000円でございます。財源内訳は、特定財源のその他、諸収入の13万8,000円は、総合賠償補償保険からのものでございます。

節区分の補償、補填及び賠償金13万8,000円は、令和2年9月30日に発生しました安八町西結地内の揖斐川左岸堤、揖斐川大橋東下付近において、町道を南進中の被害車両が、道路左側の路肩の舗装が欠けて生じた段差によりまして、左前輪、左後輪を落とし、タイヤとホイール、車両の下回りが損傷した車両事故について、安八町が相手方に対して損害賠償金を支払うもので

ございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 本件につきまして質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第50号は原案どおり承認をいたしました。

議 長 日程第5、議第51号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第6、議第52号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第7、議第53号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第8、議第54号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての4議案を一括議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の13ページをお願いいたします。

議第51号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第51号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年11月27日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院勧告の状況等に鑑み、期末手当の支給率の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の1ページをお願いいたします。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例新旧対照表。

上段が第1条関係、下段が第2条関係、いずれも右列が改正後となります。

議会議員の期末手当の支給月数を引き下げるため、所要の改正を行うものでございます。

第1条におきまして、令和2年分の12月支給分について、期末手当の支給割合を100分の5、0.05か月分引き下げ、100分の220とするものでございます。

次に、第2条におきまして、今回引き下げられた100分の5、0.05か月分を令和3年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分し、それぞれ100分の222.5とするものでございます。これにより、年間の支給月数は4.45か月となるものでございます。

議案書の本文、15ページへお願いいたします。

附則となります。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

議第52号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第52号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年11月27日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院勧告の状況等に鑑み、期末手当の支給率の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の2ページをお願いします。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例新旧対照表。

上段が第1条関係、下段が第2条関係、いずれも右列が改正後となります。

先ほどの議会議員の条例関係と同様でございますが、第1条におきまして、令和2年分の12月支給分について、期末手当の支給割合を100分の5、0.05か月分引き下げ、100分の220とするものでございます。

次に、第2条におきまして、今回引き下げられた100分の5、0.05か月分を令和3年度以降は6月期、12月期の期末手当が均等になるように配分し、それぞれ100分の222.5とするものでございます。これにより、年間の支給月数は4.45か月となるものでございます。

議案書の本文のほうへお戻りください。19ページをお願いいたします。

附則となります。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

議第53号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第53号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年11月27日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院の勧告が行われました。これに基づいて、安八町職員の期末手当の支給率の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で説明をさせていただきます。

議案資料の3ページをお願いいたします。

安八町職員の給与に関する条例、第1条関係に係る新旧対照表でございます。

右列が改正後となります。

本年の人事院勧告のポイントといたしましては、ボーナス、特別給であります期末手当を0.05か月分引下げが行われました。

まず第18条の3第2項におきまして、期末手当の引下げを行います。

第18条の3第2項における一般職員の12月支給分について、0.05か月分となる100分の5を引き下げ、一般職は100分の125、特定管理職員にあっては100分の105とするものであります。

次に、同条第3項の再任用職員の改正につきましても前項の改正内容と同様でございます。

次に、下の表、安八町職員の給与に関する条例、第2条関係に係る新旧対照表でございます。

右列が改正後となります。

第18条の3第2項において、令和3年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分するものでございます。一般職員については100分の127.5。

1枚はねていただきまして、4ページをお願いいたします。

特定管理職員にあっては100分の107.5とするものであります。

次に、同条第3項の再任用職員の改正につきましても前項の改正内容と同様でございます。これにより、年間の支給月数は4.45か月となるものでございます。

議案書のほうへお戻りください。23ページをお願いいたします。

附則となります。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

議第54号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第54号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年11月27日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院の勧告が行われました。これに基づいて、安八町職員の期末手当の支給率の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

内容については、別冊の議案資料で説明をさせていただきます。

議案資料の5ページをお願いいたします。

安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、第1条関係に係る新旧対照表でございます。

右列が改正後となります。

第1条の改正内容は、準用いたします給与条例中の引用先条文第18条の3第2項が「100分の130」から「100分の125」と改正されましたので、第15条第1項及び次の第24条第1項を改正するものであります。

最後のページ、6ページをお願いいたします。

安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、第2条関係に係る新旧対照表でございます。

右列が改正後となります。

第2条の改正内容は、第1条関係と同様でございますので省略させていただきます。

議案書の本文、27ページをお願いいたします。

附則となります。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 議第51号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論なし、討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第51号は原案どおり可決いたしました。

議第52号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第52号は原案どおり可決しました。

議第53号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第53号は原案どおり可決いたしました。

議第54号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第54号は原案どおり可決いたしました。

以上で、本臨時会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和2年第3回安八町議会臨時会を閉会といたします。

(閉会時間 午後1時55分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年11月27日

議 長 岩 田 讓 治

議 員 大 平 文 雄

議 員 西 松 巖